

令和7年5月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和7年5月7日（水）
招 集 場 所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第5会議室
開 会	令和7年5月14日（水） 午前9時56分
応 招 委 員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員（教育長職務代理者） 岡島 秀隆 委員 池山 健次 委員 山田 聡子 委員 田中 幸湖 委員 平松 貴美子
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 安井 政義、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、 生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、学校教育課主幹 水野 正景、 学校教育課係長 太田 祐介、学校教育課教育指導員 尾崎 洋志
提 出 議 案	議案第11号 北名古屋市社会教育委員の委嘱について 議案第12号 北名古屋市図書館協議会委員の任命について
閉 会	令和7年5月14日（水） 午前11時46分
議 事 日 程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員	

議事録作成者.....

< 午前 9 時 5 6 分 開会 >

教育長（松村光洋）

ただいまの出席数は 6 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 7 年 5 月北名古屋市教育委員会を開会いたします。

最初に人事案件について、教育部長、説明してください。

教育部長（安井政義）

教育委員会の人事案件について、ご報告します。5 月 1 3 日に北名古屋市議会臨時会が開催され、市長が、教育委員の人事案件を提案し議会の同意を得ました。本日、辞令交付式があり、諸星明彦様が辞令を受けました。諸星様は、西之保にお住いの方で、長年にわたり教員を勤められ最後の勤務校は天神中学校長で平成 3 0 年 3 月に定年退職されました。また、北名古屋市ふれあいスポーツクラブ理事、愛知県アーチェリー協会副理事長、公益財団法人愛知県スポーツ協会理事など多岐にわたり活躍、行政分野では北名古屋市教育改革専門員、社会教育委員長など地域スポーツと教育行政に幅広くご尽力いただいている方です。以上報告となります。よろしくお願いいたします。

教育長（松村光洋）

日程第 1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和 7 年 4 月 1 6 日の会議の議事録を、承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（松村光洋）

日程第 2、議事に移ります。

議案第 1 1 号、北名古屋市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（祖父江由美）

議案第 1 1 号、北名古屋市社会教育委員の委嘱について、ご説明申し上げます。新たに社会教育委員をお願いするのは、学校教育関係者として武藤可朗訓原中学校長、池山直樹五条小学校 P T A 会長、社会教育関係者として

河口牧子スポーツ協会会長、学識経験のある者として細川賢司名古屋芸術大学教育学部講師です。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市社会教育委員設置条例第3条第2項の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからでございます。なお、4人の任期は、前任者の残任期間である令和8年7月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（しばらくの間）

教育長（松村光洋）

委員長が3月31日をもって退任され、欠員となっておりますので、次回の社会教育委員会会議で、新たな委員長を選出することになります。副委員長は、寺川委員が務めてみえます。

お諮りします。議案第11号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第11号、北名古屋市社会教育委員の委嘱については、承認されました。

次に、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命についてを議題とします。事務局、説明してください。

生涯学習課長（祖父江由美）

議題12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。委員に任命しますのは、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、伊藤彩子さん保育園保護者会連絡協議会会長、木下歩美さん師勝はなの樹幼稚園父母の会代表です。提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市図書館設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定により、図書館協議会委員を任命する必要があるからでございます。なお、お二人の任期は、前任者の残任期間である令和8年8月31日までとなります。次ページに委員名簿を参考に添付しております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

図書館協議会の委員は、8名で構成しています。
お諮りします。議案第12号について、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育長（松村光洋）

全員異議なしと認め、議案第12号、北名古屋市図書館協議会委員の任命については、承認されました。
以上で議事を終了します。

教育長（松村光洋）

日程第3、報告に移ります。

(1)教育長報告について、会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。
資料には書いてありませんが、不祥事に関わることで5月1日と5月2日に保護者に説明会を開きました。2件とも教育委員会事務局が出席し、保護者からのご意見に対し、誠意をもって丁寧にお答えさせていただきました。後ほど報告させていただきます。5月12日、いじめ問題専門委員会を開きました。この件についても、後ほど事務局から報告させていただきます。5月8日、地区教育会総会が開催され、令和7年度と8年度は清須市が事務局となります。教育委員連絡協議会を含め昨年度2回研修会を開催し、委員の皆様方にご参加いただきました。今年度も計画させていただきますので、決まり次第ご連絡させていただきます。ただいまの報告について、何かご質問等ございませんか。

(しばらくの間)

教育長（松村光洋）

次に、(2)所管事項報告に移ります。北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業について、事務局、説明をお願いします。

スポーツ課長（渡辺進）

北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業について説明させていただきます。1の目的として、市内各中学校で実施した市長との対話集会の中で、ボール遊びが出来る場所が市内に少ないとの意見を多くいただいていることもあり、中学生の運動機会を創出するとともに公共施設の有効活用を図るため、総合運動広場グラウンドの利用の少ない時間を使用し、訓原中学校の生徒を対象にした実証事業を行います。2の開放期間ですが、本年5月19日

から10月27日までの毎週月曜日になります。ただし、夏休み期間等は実施しません。3の開放時間として、午後4時30分から午後6時30分までとし、照明は使用しないため、9月と10月は日没の関係で終了時間を早めることになります。4の対象者は、総合運動広場グラウンドが訓原中学校の通学区域であることから、訓原中学校の生徒を対象に実証事業を行うものです。6の使用料は無料です。7の開催の有無は、グラウンドを開放する場合は、午後4時30分に総合運動広場出入口に「グラウンド開放実証中」の看板を掲示し、中止の場合は、訓原中学校の協力を得て東門に「グラウンド開放中止」の看板を掲示するとともに校内放送で生徒へ周知していただきます。8の事故や負傷等の補償については、自己責任のもと使用していただきます。9の利用方法として、グラウンド管理人が、午後4時30分からクラブハウスに勤務しグラウンドを開放しますので、利用状況の把握のため、「氏名・学年・利用時間」を記入後にグラウンドを利用してもらいます。10の利用に関する注意事項の主なものとして、(2)スポーツ用具や石灰等は使用者が用意し、サッカーゴールの使用時の「重し」は、グラウンド管理人に申し出て、器具庫から借りてもらいます。(3)野球の硬式ボールの使用は禁止する。(9)時間内にグラウンド整備が終了するようにすること。別添資料は、開放カレンダーと周知看板の内容となります。月曜日の実施については、生徒の下校時間が早い時間であり、総合運動広場グラウンドの使用が比較的少ない日ということで選択しました。今回の開放実証事業を検証し、マナーが守られれば継続し、他校の生徒にも対象を広めていくかを検討したいと考えています。なお、生徒・保護者への案内は、既に学校を通して完了しております。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

項目8の事故や負傷のときの自己責任ですが、例えば管理責任ということをお問われませんか。

スポーツ課長（渡辺進）

広場という位置付けにおいての実証事業で行います。結果を検証し、難しいということであれば、今後の解放は中止せざるを得ません。利用状況を注視しながら、対応したいと考えております。

教育長（松村光洋）

事故や負傷について、施設に瑕疵がある場合は責任を問われるのは当然ですが、自己責任と捉えています。

委員（岡島秀隆）

グループで使用する場合は、グループで保険を掛けていると思います。

スポーツ課長（渡辺進）

使用料をいただく場合、保険の加入を必須としております。今回は、生徒の活動場所の拡充するために広場を開放し、施設の管理等も含めての実証事業となります。保険については考えていないという状況です。

教育長（松村光洋）

基本的に4時半から6時半という時間であり、学校の管理外という形になるので、スポーツ振興センターの保険も対象外となります。

スポーツ課長（渡辺進）

スポーツ課が行う事業ということであれば、市長会の賠償保険が適用されます。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

使用者の視点で考えると北名古屋市の公園はボール遊び禁止のため、開放していただけるのはとてもありがたいです。場所は開放するけれども、責任は自己責任と徹底した方が良くと思います。

教育長（松村光洋）

各小学校で進めている校庭開放と同じであり、実証事業とのギャップがあってはいけないと考えております。

教育部長（安井政義）

実証事業の経緯として、市長と中学生の対話集会において全ての中学校でボールを使える場所が少ないとの話が出ました。この対話集会の中で、訓原中学校の生徒から「総合運動広場グラウンドを使わせてください」という提案があり、市長が「グラウンドの管理や怪我の問題がある」と答えたところ、生徒から「全部責任を持ち、鍵の管理もするので是非使わせてほしい」ということ

がきっかけで始まっています。再度、訓原中学校の生徒や保護者に対し、怪我については自己責任ということを周知すれば良いと思います。なお、実証事業の期間は、学校長の許可により、スポーツ振興センターの保険を適用できるはずですが、保険適用と前面に出てしまうと今後展開していく際に、保険を使えないとなった場合にサービス低下と捉えられてしまう可能性が高いので、当初から自己責任としておいた方がよいという判断のもと進めています。

委員（岡島秀隆）

不測の事態が起きた際に、フットワークよく対応していただければよいと思います。

委員（山田聡子）

プライベートな時間に市の施設を使うので、事故が起きたら自己責任でよいと思います。

教育長（松村光洋）

安全配慮も含め、学校の指導も関連付けながらこの事業を進めていきたいと思っています。

（平松委員、挙手）

教育長（松村光洋）

平松委員、お願いします。

委員（平松貴美子）

2時間の中で、どのような使われ方をされるという想定の実証事業でしょうか。

スポーツ課長（渡辺進）

市長と中学生との対話集会において、ボール遊びができる場所がないという意見を踏まえていますので、ボール遊び、サッカー、キャッチボールといった使い方がされると考えています。

委員（平松貴美子）

部活動で使うという視点はありますか。

スポーツ課長（渡辺進）

部活動で使うことはありません。

教育部長（安井政義）

生徒が仲間に声掛けで集まり、自主練習の形で使う可能性はあると思います。

委員（平松貴美子）

この実証事業の今後については、どういう形を想定されていますか。

スポーツ課長（渡辺進）

訓原中学校以外の市内の中学校もという話が出ましたが、まずは訓原中学校を対象にマナーが守られるか検証し、徐々に広めていきたいと思います。今年度の実証事業を検証し、見極めていきたいと考えています。

委員（平松貴美子）

想定は、中学生だけですか。

教育長（松村光洋）

当面は、中学生のみと考えております。

教育部長（安井政義）

市内にボールを使える施設がないという問題があり、公共施設の有効活用という視点で訓原中学校の生徒に使っていただきます。中学生がルールを守って使用できるということが実証できれば、曜日別に他の中学校も使用するという展開が期待できると思っています。

教育長（松村光洋）

北名古屋市総合運動広場グラウンドの開放実証事業については、ここまですとします。

次に、教員の不祥事について、事務局、説明をしてください。

教育部参事（池田英則）

鴨田小学校臨時的任用、欠員補充の講師、長尾脩平が、3月下旬以降、3回にわたり、知人女性宅の軽四自動車に向けて石を投げ、車の窓ガラスを破損させた。3月30日に任意同行を求められ、守山警察署にて、翌31日の未明、器物損壊罪で逮捕されました。4月10日まで拘留が続きました。保釈の際に、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく、「接近禁止命令」の通達を受けました。4月18日付で知人女性との示談が成立し、4月23日付で、器物損壊罪について不起訴処分となりました。5月1日未明、守山警察署にて、当該講師はストーカー規制法違反で2度目の逮捕をされました。この日の夕方以降、テレビやネットニュースで報道されています。5月2日午前11時、東庁舎にて記者発表を行いました。5月2日の午後5時から6時まで、鴨

田小学校にて保護者説明会を行いました。5月21日まで、拘留期限が延長されています。状況や非違行為の内容についての詳細は把握できていません。名古屋市教育委員会としましては、一人一人がコンプライアンスの意識を持ち、教育公務員であり、全体の奉仕者であることを強く自覚させ、保護者や児童生徒の一層の信頼を確保できるよう、教職員に対する徹底した指導を行います。5月8日、校長会にて、事案の説明と再発防止に向けた指導をし、5月9日までに、校長から、職員への周知・指導をしていますことを併せて報告いたします。

教育長（松村光洋）

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

1回目の逮捕後、示談が成立していますが、一時的に逮捕の後、拘留されていたのでしょうか。

教育部参事（池田英則）

はい。

委員（山田聡子）

学校として、把握をされていたのでしょうか。

教育部参事（池田英則）

4月1日は出勤をしておりません。国選弁護人との対応となりました。弁護人の助言を受け、ご両親が体調不良という理由で休暇を取得すると、4月1日に学校へ報告をしています。4月2日も体調不良で報告があり、学校では4月1日に校内において担任発表をする関係で、ライン等の連絡を確認してほしいと保護者に依頼をしました。その後に掛かってきた電話で、実は逮捕勾留されているということが分かりました。彼は4月以降、一度も学校に出勤しておりません。当然教職員にも内容が分からない状態では伝えられなかったため、この話を教職員に伝えたのは5月1日の報道直前です。

委員（山田聡子）

逮捕されていながら鴨田小学校の教員という立場であるというのが、非常に不思議に思います。

教育部参事（池田英則）

3月31日に申し出があれば任用をしないことも可能でした。判明したのが4月2日であり、辞令も出ていますので、このような対応になっています。

（池山委員、挙手）

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

教育長（池山健次）

4月入ってから出勤をしていませんが、クラス担任でしたか。

教育部参事（池田英則）

4月1日の段階ではクラス担任でしたが、変更しました。

教育長（池山健次）

そういった事態において、学校に先生の余裕はあるのですか。

教育部参事（池田英則）

担任を受け持つ予定でなかった校務主任という立場の者が、担任となりました。

教育長（松村光洋）

任命権者は、愛知県教育委員会であり、県の教育委員会が採用しています。処分が出ないと対応できません。前回の訓原中学校の件もご審議いただきましたが、逮捕後、刑罰、それを受けて行政罰、県の教育委員会が発表をして、それを受けて内申を上げ、本人に懲戒処分されるという流れです。よって、県のマニュアルにしたがって各市町村が対応しています。報道機関の発表により、本市教育委員会が詳細を把握できた状況でした、当然のことながら速やかに報道機関に対して翌日発表をさせていただき、その後、保護者会にて説明をしました。改めて、保護者に対しては文書等も含め報告させていただきたいと思います。また、教育委員会で内申を検討していくことになりますので、臨時で教育委員会会議を開くことになります。その節はご指導賜りますようお願いいたします。

次に、給食の異物混入について、事務局、説明をしてください。

教育部次長兼学校教育課長（高橋真人）

令和7年4月17日に市内小学校6年の児童Aの給食の味噌汁に画びょうが入っており、本人の発見により食べる前に取り除き、クラスの他の児童に画びょうが入っていないかを確認した後、給食を食べさせた旨の報告を受けま

した。詳細を確認したところ、本事案は、1 年程前の令和 6 年 5 月に遡り、5 年の児童 B の給食に新聞の切れ端が入れられた一件を始めとして、児童 A の給食へ枯葉の混入、児童 C の給食へ画びょうの混入する事案がありました。また、1 1 月に下駄箱の中の児童 D の上靴に画びょうが入れられました。この案件は、昇降口の防犯カメラに児童 A の行為が映っていたため加害者を特定しました。被害・加害の児童とその保護者に対し、説明と指導を行っております。その後、令和 7 年 2 月に児童 E の給食の汁物に長さ 1 5 センチ程度の針金が入れたのですが、食缶の表層に浮かべるような混入の状況と学校備品の混入を特定の児童のイタズラとして把握し、混入の都度、異物を取り除き、安全を確認した後、給食を続け、問題に対し指導を行ってまいりました。この度、4 月 1 7 日の味噌汁への画びょう混入があり、初めて教育委員会へ一連の報告がありました。教育委員会としては、給食への異物混入に対し、初期対応がマニュアルに則した対応でなかったこと、マニュアルでは金属片の混入を発見した場合は直ちに配膳を中止し給食センターへ報告、指示を仰ぐこととなっており、学校が児童のイタズラと断定し、食の安全に対する認識の甘さに加え教育委員会への報告が無かったことに対しまして、二度と同様な事を繰り返さないよう指導し、対応の検討を始めたところ、4 月 2 4 日の 6 年生の学年懇談会において、保護者から一連の案件の説明を求める質問を受け、状況を説明したところ、懇談会を欠席している保護者にも説明を求める要望があり、5 月 1 日、午後 5 時より当該小学校体育館において 6 年生の保護者に対し事案の説明をしました。説明に対し、「加害者を特定し、しかるべき対応をしてほしい」、「画鋏をなくすことは出来ないのか」、「最初の異物混入の事件のときに、保護者への説明がなかったのはなぜか」、「教育委員会への報告が遅くなったのはなぜか」、「警察へ相談することは出来ないのか」というような意見がありました。校長から、教育委員会への報告が遅れた謝罪と今後の食の安全への配慮、適切な指導のあり方について説明を行いました。教育委員会といたしましては、今後も安全・安心な食の提供についてルールを遵守するとともに、学校に対し適切な指導と一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

教育長（松村光洋）

4 月 2 4 日、市内の全小学校全て P T A 総会がありました。当該小学校は P T A 総会の後に学年単位の懇談会を開いており、保護者の方から 1 年前からくすぶっていた異物混入について、詳細の説明を保護者対象にさせていただいたところです。デリケートな問題として扱っています。一人の子どもに決めつけて問題を解決するということは教育ではないので、異物混入に対する対応、指導の在り方について、校長会で改めて確認しました。

（平松委員、挙手）

教育長（松村光洋）

平松委員、お願いします。

委員（平松貴美子）

クラスや学年でのヒアリングやアンケートは、実施されていますか。

教育部参事（池田英則）

アンケートは実施していないと思います。全員を対象としたヒアリングはしていませんが、被害に遭った児童と周りの児童に個別に話を聞いています。

教育長（松村光洋）

基本的に教頭等が、複数で給食の見守っておりました。

委員（平松貴美子）

いじめがあったときに、どういうステップを進むのか、決まっているのでしょうか。

教育部長（安井政義）

案件によって対応していますが、今回の一番の問題点は、報告が遅れたことです。1年前からくすぶっていた状況を、1年後に初めて学校から報告を受けました。学校の認識が甘く、学校としては、この児童がおかしな動きをしているのではないかと先生方の中で認識され、その後も動きが怪しかった児童が関わる事案が続いた。そして、異物は気付くように混入されている。こういったことを背景に、学校としてイタズラと認識し、犯人は特定できないものの、異物を取り除き、安全を確認した後に食べさせていましたが、この対応が間違っています。この事案が起こっている中で、教育長が、校長会で何かおかしいことが起こった場合、些細な事も全て教育委員会に報告しなさいと校長に伝えています。今回、1年前の件も含め、学校のこれまでの対応の報告を受けました。

教育長（松村光洋）

部長が申し上げたように、何でも報告しなさいというところから、この異物混入の報告時に前年度の報告を受けました。保護者の中でくすぶっていたと思います。1年前から知っていれば、抑止力になるような対応ができたと思います。今回の報告からこの事案が出てきて保護者会を開き、異物混入について、教育委員会から校長、校長から担任に対して対応の徹底を確認したところです。児童が学校に来られなくなったり、いじめが始まったりする危険性もありますので、甘いかもしれませんが、追及はできていません。異物混入に対する基本的な方針と、学校と教育委員会の共通マニュアルは再度確認をしました。給食の時間は当然ながら、放課の時間も含めて複数の目で見守っています。楽しい給食、安全・安心な給食が侵されないよう対応に努めているところです。

(池山委員、挙手)

教育長（松村光洋）

池山委員、お願いします。

委員（池山健次）

今いろいろな事件が起きていますので、性癖を持った子には正しく指導するのも学校の役目だと思います。特定している子がいるのであれば、保護者に話をしてカウンセリングなどで正していく。学校としては治療の方向へ持っていくことが、本人のため、家族のため、社会のために良いのではないかと思います。

教育長（松村光洋）

確証できた靴の中の画びょうの件については、児童と保護者にしっかりと指導をしています。給食の異物混入については、確証がないため難しいと判断しています。

(岡島委員、挙手)

教育長（松村光洋）

岡島委員、お願いします。

委員（岡島秀隆）

いじめとイタズラの境界線がどこかと思っていましたが、自作自演を含めたあらゆる可能性を考えるとデリケートな問題であると思います。

(山田委員、挙手)

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

1年前からの事象があるので、犯人扱いや犯人捜しということではなく、関係児童の家庭環境などをサポートしていく良い機会ではないかと思います。

(田中委員、挙手)

教育長（松村光洋）

田中委員、お願いします。

委員（田中幸湖）

カメラに映っていた時点において、保護者の方と接触したときの雰囲気はどうでしたか。

教育部長（安井政義）

家庭の状況は分かっていません。学校の報告書からは11月の時点の確証がありながら、指導内容の詳細が分かりませんでした。校長の説明では、保護者と話す機会を持った場において、保護者に問いかけた際に学校が想定するような受け答えはなかったと報告を受けました。

教育部参事（池田英則）

保護者に対して話をしたが、保護者の方からは意見はなく、「分かりました」というぐらいで終わったと報告を受けています。

委員（田中幸湖）

事を起こして楽しいというタイプなのか、自分を見てほしいというタイプなのか、心のケアが必要だと思います。

教育部参事（池田英則）

今の状況や聴き取りの行動から考えると、ストレスが溜まるような場面で行動に出ていると学校は捉えています。

教育部長（安井政義）

保護者からの不安を訴える声がありながらも、先生や保護者が何となく分かっている雰囲気では話をしていたところがあり、くすぶりながらも大問題になっていませんでした。分かりやすいイタズラと認識していたようです。

委員（山田聡子）

犯人捜しというよりも、だれかが寄り添うことがすごく大事だと思います。担任の先生や養護教諭のだれかがその子を手厚く見守り対話をする必要があります。

委員（平松貴美子）

マニュアルに基づき直ぐに事案を報告すべきところが、報告がされなかった。先生方が報告しなかった理由が何かあるような気がします。給食の中に異物が入っていたと報告されたときに、どういう対応をされるのでしょうか。

教育長（松村光洋）

例えば、針金が入っていた件は命に関わることです。直ぐに給食を中止し、

関係の保護者の方に連絡します。給食センターと連名で文書を発出しますので、大きな問題と捉えているということが伝われば抑止力にもなります。学校だけで解決できる問題でもありません。教育委員会は、学校と一緒に問題を考えていこうと思っています。全体の指導の中でいかに抑止力で自己指導能力を高めていくか、学級づくり、担任の先生との関係づくり、面談、心の成長を図っていくことをお願いしております。給食については、複数の目で見守っているところです。

委員（山田聡子）

対処療法になってしまうところが大きいので、時間はかかりますが現場の先生たちに根本療法に努めていただきたいと思います。

教育長（松村光洋）

異物混入については、校長会、給食センターと連携して方針を確認し一緒になって取り組んでまいります。

委員（岡島秀隆）

個人の命を守りながら、養護教諭や専門のカウンセラーの協力を得て指導できると良いと思います。事案について憶測では何も言えません。

教育長（松村光洋）

今後も注視していかなければならないと思っています。

次に、いじめ重大事態について、事務局、説明をしてください。

教育部長（安井政義）

11月1日の教育委員会会議において、重大事態として対処すると議決を得た案件です。学校で事実確認ができない中で、被害を訴えている児童は、2学期以降、学校に来られなくなっています。学校の欠席が30日を超えた時点で重大事態として捉え、いじめ問題専門委員会に対応していました。被害児童の弁護士から、他の自治体での同様な調査において、子どもが学校にいけるようになる訳ではなく、学校の対応などを調査し、再発防止に向けての調査となるため、調査に否定的でした。弁護士が言われることは、被害者の代理人であるため尊重しながら対応をしておりました。その後、弁護士は解任されました。学校の調査では結果がでないため、母親は複数回にわたり警察に相談してありました。警察の考え方として、学校が調査している状況を乱すことはできないということで調査に及んでいませんでしたが、状況が改善されない中で母親から相談を受け、警察として対応しなければならぬという判断のもと、事情聴取をすることになりました。警察署にいじめを訴える児童と母親が出向き、被害を訴える児童から、どういったことがあったのかを直接聴き取りました。また、その場面を見ていたクラスメイトの名前も聴き取ったため、その後、

警察の方が当該小学校に出向き、関係児童に対して聴き取りを行いました。結果としては、訴えているような土下座があったということは確認ができませんでした。加害者とされた児童にも聴き取りをしましたが、土下座があったという結果は出てきませんでした。警察の取り調べた結果、訴えの土下座があったかは分かりませんでした。その後、被害児童の母親から、相手の保護者との話し合いを要望されました。しかし、相手の保護者からは話し合いを拒否されました。被害を訴えている児童は、外にも出られない時期もありましたが、ダンススクールやメンタルクリニックのデイケアに体調が良ければ通えています。3月下旬には、被害児童が担任と話をしてほしいということで、主治医の許可を得て直接話をする機会を設けました。被害児童は、担任に対し疑問に思っている点を問いかけ、担任は丁寧に答えました。本日の報告として、この件について、中日新聞から取材の申し込みがあり、私と参事と次長の3人で2回対応しました。説明は以上です。

教育長（松村光洋）

学校も教育委員会事務局も全力を尽くしていますが、児童が学校に登校できていないという結果です。いじめ問題専門委員会では、会議を重ねております。片方だけの話を聞いて記事になるのは非常に心苦しいです。母親の心が今開いておらず、非常に苦しんでいるところ新聞記事になるところであります。ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

被害児童と話ができたというだけでも進歩であり、誠心誠意対応していると思います。

教育長（松村光洋）

パレットや学校と連携し、図書館長にも協力を得るなど、いろいろな手立てを講じていますが、結果として子どもが登校できていません。

教育部長（安井政義）

新聞記者は、調査報告書の提出について拘っていました。しかし、これまで母親からは報告書を一切求められていません。母親が求めることを一つずつ取り組んできました。調査報告書を作る場合、被害者の児童と母親に第三者機関の委員が話を聴かなければなりません。その後、客観的な視点についての報告書の作成になりますので、母親が求める結果にならないことを十分

理解していただく必要があります。しかし、そういった説明はできていません。

教育長（松村光洋）

被害者の母親からの情報だけで新聞記事になる恐れがあります。

（平松委員、挙手）

教育長（松村光洋）

平松委員、お願いします。

委員（平松貴美子）

教員希望者が激減していく理由のひとつに保護者対応の難しさが挙げられています。新聞記事がどのような視点で書かれるのかわかりませんが、教育委員会や学校の対応が悪いという視点ばかりが取り沙汰されれば、それは日本の教育現場の崩壊につながります。教育を支える地域や組織をこれ以上疲弊させることのないよう、将来を見据えた、皆で課題を共有して、どう解決に導いたらいいのだろうか、という前向きな発想や視点をもった記事にならないのでしょうか。新聞記事は地域にとって計り知れない大きな影響力を持っていますから、保護者や地域、学校にとってそれぞれに意味のある記事になることを願っています。

教育部長（安井政義）

ありがとうございます。私の想いは伝えましたが、新聞記者に伝わったかは分かりません。

教育長（松村光洋）

記事になるということは、北名古屋市教育委員会と学校現場の不信に繋がりますので、とても心配しています。状況が変わりましたらご報告させていただきますので、この件は閉じたいと思います。

その他に移ります。

連絡事項について、事務局説明をお願いします。

学校教育課主幹（水野正景）

○愛知県市町村教育委員会連合会の総会と研修会について

○次回の教育委員会会議について

（山田委員、挙手）

教育長（松村光洋）

山田委員、お願いします。

委員（山田聡子）

市内の高齢者施設の責任者の方から聞いた話です。訓原中学校の職場体験で障害のある生徒を受け入れたが、全く障害を感じなかった。何の支障なく素晴らしい成果を出してくれた。訓原中学校の担当の先生も素晴らしく、是非コラボしたいということで、これから毎月２時間この障害のある３人の生徒が高齢者施設でお手伝いすることになったことを報告させていただきます。

教育長（松村光洋）

山田委員、ありがとうございました。

ここで、任期は５月２２日までとなりますが、本日の会議が、最後の出席となります、池山委員に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

池山委員さん、お願いします。

委員（池山健次）

挨拶

教育長（松村光洋）

池山委員さんにおかれましては、大変お世話になりました。今後も市の発展のために様々な分野でのご指導・ご助言を引き続きいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

< 午前１１時４６分 閉会 >